

創業支援貸付利率特例制度

日本政策金融公庫 国民生活事業では、新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方にご利用いただける「創業支援貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

POINT 1

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方にご利用いただけます。

POINT 2

各融資制度に定める利率から0.65%を低減します。
ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率から0.9%を低減します。

POINT 3

一部ご利用いただけない融資制度がございます。

創業支援貸付利率特例制度 概要

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方(注)
融資限度額	各融資制度に定める融資限度額
ご返済期間	各融資制度に定めるご返済期間以内
利率(年)	各融資制度に定める利率-0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率-0.9%

(注) 一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

